

島根県立公共施設及び公共サービス
提供の事業経営改善策

平成23年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概要版)

平成24年9月

島根県監査委員

平成23年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

【審査の対象】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

【審査の結果】

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

【審査意見】

1 病院事業会計

病院事業は、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、新たに病院事業を所管する独立した組織として、病院事業管理者の下、病院局が設置された。

平成23年度末で5年経過するが、全部適用により病院事業管理者の下で意思決定が迅速にできるようになり、医療従事者の確保に向けた病院局独自の職員採用の実施や医師の処遇改善等の取組、院内保育所の開設、あるいは病院機能の充実のため必要な設備投資を機動的に行うなど当面の課題に対して柔軟に対応してきていることは評価できるところである。

今後とも、全部適用の効果がより発揮できるよう留意しつつ、中央病院及びこころの医療センター両病院について、経営の健全化に努め、質の高い医療、政策医療等を効果的・安定的に提供していく必要がある。

(1) 中央病院

ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

特に、平成17年1月には「地域がん診療連携拠点病院」として、平成18年1月には「総合周産期母子医療センター」としての指定を受け、また、平成23年度は、救命救急率の向上・後遺症の軽減を目的に運航が開始されたドクターヘリの基地病院として救命救急医療に取り組むとともに、感染症対策強化のため感染症外来棟の整備を行い、一層の医療機能の充実を図っているところである。

イ 経営の状況

平成23年度の総収益は187億288万円余、総費用は188億1,591万円余で、純損失は1億1,302万円余となり、平成23年度末未の処理欠損金は131億6,490万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は18億4,524万円余の黒字であった。

単年度資金収支は8億1,552万円余の黒字で、平成23年度末の現金預金残高は82

億 2,022 万円余となっている。

ウ 審査意見

平成 23 年度決算の状況をみると、前年度に比べ総収益が増加したものの、総費用も増加したため、前年度は経常損益及び純損益いずれも黒字であったものが赤字に転じた。これは、感染症外来棟建設や情報システム（IIMS）更新等に伴う資産減耗費の増によるところが大きかったものである。

今後とも質の高い医療を安定的に提供していくためには、引き続き経営努力が求められるところである。

については、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 医療従事者の確保について

① 医師の確保について

医師については、処遇改善や負担軽減策等により、病院全体としては確保が進んでいるところであるが、診療科によっては必要な医師数の確保が十分でない状況がある。

については、今後とも大学医学部等との一層の連携により不足している診療科の医師の確保に鋭意努められたい。

② 看護師の確保・定着について

看護師については、職員採用における病院局独自の取組などにより着実に確保が進んでいるところである。

しかしながら、育児休業等の取得者や年度中途の退職者があることから、実稼働人員の確保を図るため、看護師の育休代替枠の増員や看護補助者の増員・活用を行うなど状況に応じた機動的・柔軟な対応が必要である。

また、病院として必要な看護の質の維持・向上を図るため、育児短時間勤務制度や院内保育所のさらなる活用など、職員の「ワーク・ライフ・バランス」を考慮した働きやすい職場環境づくりに十分配慮されたい。

2) 資金運用のあり方について

中央病院における現金預金残高については、平成 18 年度末に 41 億円余となり、その後も増加を続け、平成 23 年度末は 82 億円余となっている。

資金運用については、出納局所管の資金管理要綱に沿った運用により大半は 1 年以内の定期預金として行われている。運用資金は増加しているが、金利低下により、平成 23 年度の実受取利息は 2,292 万円余で前年度に比べ 490 万円余減少している。

相当多額の資金を有しており、より多くの運用益を確保する観点から、運用方法、運用金額及び運用期間について検討し、さらにより有利な運用を図られたい。

(2) こころの医療センター

ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取組を行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、教育と連携した入院児童・生徒の支援に取り組んでいる。

平成23年度は、児童思春期専門外来の充実を図るため、診察室が増設された。

イ 経営の状況

平成23年度の総収益は23億9,242万円余、総費用は25億9,583万円余で、純損失は2億341万円余となり、平成23年度末の未処理欠損金は29億6,544万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は1億4,052万円余の黒字であった。

単年度資金収支は2,098万円余の黒字で、平成23年度末の現金預金残高は9億6,238万円余となっている。

ウ 審査意見

経営の健全化についてはこれまでも取り組まれているが、精神科病院の特性として採算性が低いことなどから依然として厳しい状況にある。

については、こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見及び次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 「子どもの心の診療ネットワーク」事業の実施について

当院は、昭和44年8月の開院以来、児童・思春期の精神科医療の中心的役割を担ってきており、児童思春期外来の患者数は年々増加する状況にある。

県では、平成24年度から3年間を目途に「子どもの心の診療ネットワーク」事業を当院を拠点病院として実施し、子どもの心の健康に関する問題について、できるだけ早い段階から身近な地域で専門的な診療や療育サービスが受けられるよう環境整備を進めることとしている。

については、この事業における拠点病院として、保健、福祉、教育などの関係機関と連携して事業の実施に取り組みたい。

2) 安定的な病院経営の推進について

厚生労働省においては、精神疾患を従来のがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4大疾病に加えて5大疾病と位置づけ、地域精神保健医療体制の構築に向けた医療計画の作成指針が示されたところである。

本県においても、平成24年度中に新たな島根県保健医療計画が策定される予定であり、当院にあっては、県の精神医療の基幹的病院として求められる医療機能を踏まえつつ、保健・福祉など医療以外の分野との連携についても推進する必要がある。

病院経営において精神科医療は採算性が低いという特性があり、また、医療とそれ以外の分野との連携は、診療報酬の仕組みの中では十分に評価されない現状にある。

については、県の基幹的病院としての役割と使命を果たすため、適正な一般会計負担の下、一層の経営努力により安定的な病院経営の推進に取り組みたい。

(3) 病院全事業

ア 審査意見

1) 未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携などにより未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組まれている。

その結果、医療費の個人負担未収金のうち発生から1年以上経過したものは、両病院合計で4年連続して減少し、平成23年度末では前年度より147万円余減の1億3,287万円余となった。

この個人負担未収金は、決算書において資産として計上されている。

しかしながら、中には今後回収が困難なものも含まれており、このことは、適正な資産表示の原則から好ましいことではない。

については、未収金の縮減に向けて引き続き努力されるとともに、回収を取りやめることが真にやむを得ないと認められるものについては、基準を設けて債権放棄を行うなど適切な欠損処理を進めるよう努められたい。

2) 地方公営企業会計基準の見直しへの対応について

地方公営企業会計基準の見直しについては、関係政省令が改正（平成24年1月27日公布、2月1日施行）され、平成26年度予算及び決算から新会計基準の適用が予定されている。

この見直しは、民間企業会計制度との整合を図る大幅なものであり、借入資本金の負債への計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金の計上義務化など、財務諸表への大きな影響が及ぶものである。

平成23年度の意見において、制度改正を踏まえ具体的な検討を進められるよう促したところであり、病院局では、財務会計システムの改修を視野に入れ、企業局と合同の検討会を実施しながら制度改正に対応することとしている。

また、平成24年6月には、総務省において財務規程等の見直し、移行処理に向けた作業、会計システムの改修など会計基準の見直しに係る具体的な対応事項やスケジュール（案）が示されたところである。

については、引き続き、新会計基準の適用に向け適切な対応を行われたい。

2 電気事業会計

ア 事業の概要

電気事業として、水力発電事業と風力発電事業の2事業を行っている。

水力発電事業は、平成23年4月から運転を開始した志津見発電所を含む13発電所（14発電機）を最大出力28,950kWで経営し、風力発電事業は、2発電所（風車12基）を最大出力22,500kWで経営し、いずれも中国電力株式会社に電力を供給している。

イ 経営の状況

平成23年度の収支をみると、総収益は16億5,170万円余、総費用は15億7,027万円余で、純利益は8,143万円余となり、平成23年度末の利益剰余金は、2億1,561万円余となった。

ウ 審査意見

風力発電事業については、いまだ設備利用率が目標に達しておらず、運転開始以来、各年度純損失が発生しており、電気事業としては、依然、風力発電の損失を水力発電の利益が補う状況が続いている。

なお、高野山発電所においては、運転により生ずる風車音等について、地元住民の理解促進に向けた取組みが継続して進められている。

また、平成24年7月からは、太陽光、風力及び水力等を用いて発電した電気について電力会社を買取を義務づける再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたところである。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 風力発電の故障時における対応について

風力発電は、万全の運転態勢を備え、良好な風況を逃さず運転することが、設備利用率を上げ、発電量を増大させるために必要である。

雷等に起因する故障については、過去の事例等に基づく運転管理により故障が回避され運転停止時間の減少がみられるものの、運転の継続により生ずる装置内部の機関故障等は、一定程度避けられないのが現状である。

故障による運転停止時間の短縮には、速やかな復旧が必要であり、部品等の適正在庫や迅速な修繕着手が図られているところである。

については、今後とも故障修繕等に係る知見の蓄積を進め、故障発生時における迅速な対応を進められたい。

2) 風力発電の騒音及び低周波音等への対応について

高野山発電所の風車音等については、風車の改良・修理等による低減対応を行いながら、地元住民に向けた24時間体制での情報受付及び意見交換等が実施されているところである。

こうした中、風力発電の稼働に伴い発生する低周波音の周辺住民の健康に与える影響について、環境省が全国的な調査を実施しており、平成23年度には、高野山発電所でも調査が行われたところである。

全国的な調査の結果は、近々示されることとなっており、今後は、その調査結果等を踏まえ対応を検討するとともに、引続き地元住民の理解の促進に取り組まれない。

3) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度への対応について

風力発電は、平成23年度には過去最高の発電量を記録したにもかかわらず運転開始以来赤字が続いている。こうした中、平成24年7月からは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が新たに施行され、既存の風力発電設備についても対象とされたところである。

については、風力発電の収支改善を図るため、関係機関との協議及び新制度による電力需給契約への移行手続等を進められたい。

また、既存の水力発電設備についても新たな制度の対象となるものについては同様に取り組まれない。

3 工業用水道事業会計

ア 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道、江の川工業用水道の2箇所では給水を行っている。なお、神戸川工業用水道建設事業は一般会計へ移管した。

飯梨川工業用水道事業は日量34,000 m³の給水能力を持ち、県東部の32事業所に給水を行った。売水率は前年度の61.8%から2.1ポイント低下し59.7%となった。

江の川工業用水道事業は日量15,000 m³の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地の1事業所に給水を行っている。売水率は前年度の12.8%から0.5ポイント上昇し13.3%となった。

イ 経営の状況

平成23年度の総収益は1億6,408万円余、総費用は1億8,546万円余で、2,137万円余の純損失となり、平成23年度未処理欠損金は6億663万円余となった。

ウ 審査意見

長引く不況による企業活動の低迷や企業における水使用節減への取り組みなどにより、工業用水需要の伸びを期待することは難しい状況にあるが、必要な修繕・改良工事等を実施して安定給水に努めていく必要がある。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業の老朽化・耐震化対策について

飯梨川工業用水道事業においては、給水量の減少（5年間で4.5%）が続いており、引き続き新規契約先の開拓や利用水量増のための企業訪問を行って需要の確保に努められたい。

水道事業施設については、給水開始から40年以上が経過して老朽化への対策や耐震化改良工事が必要となっており、実施に伴って経費増が見込まれることから、修繕・改良工事を計画的・効率的に実施されたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について

江の川工業用水道事業においては、平成24年度中には給水量の増（日量4,800 m³）が見込まれているが、原水利用という例外的な利用であり、引き続き知事部局、地元市、関係団体等と連携しながら、企業誘致による需要拡大に取り組まれたい。

4 水道事業会計

ア 事業の概要

水道事業として、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）及び江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量52,000 m³の給水能力を持ち、県東部の2市旧1町に給水を行った。斐伊川水道事業の開始により、9割を超えていた売水率は64.7%となった。

平成23年度から供給開始した斐伊川水道事業は、日量35,400 m³の給水能力を持ち、県東部の3市1企業団に給水を行い、売水率は57.1%であった。

江の川水道事業は日量27,000 m³の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行っており、売水率は48.5%であった。

イ 経営の状況

平成23年度の総収益は18億2,259万円余、総費用は16億8,526万円余で1億3,733万円余の純利益となった。

ウ 審査意見

斐伊川水道事業は、水源である尾原ダムの完成遅れによりダム関連経費が先送りとなったため利益が上がったが、飯梨川水道事業は料金値上げ効果があったものの、給水量減と特別損失の計上で赤字となった。江の川水道事業は黒字が続いている。

水道事業は住民生活に直結する事業であり、安全・安心な水の安定的な供給が求められる。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 施設の適切な修繕等について

飯梨川水道事業(昭和44年供給開始)及び江の川水道事業(昭和60年供給開始)の両施設については老朽化が進んで延命化、耐震化対策が必要となっている。その費用は将来の給水料金に影響することから、修繕・改良工事の計画的・効率的な実施に取り組まれない。

5 宅地造成事業会計

ア 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地において2事業を行っている。

平成23年度は、土地の売却はなかったものの、江津地域拠点工業団地において、事業用借地契約による企業進出が1件あった。

イ 経営の状況

平成23年度の総収益は654万円余、総費用は827万円余で、172万円余の純損失となり、平成23年度末の利益剰余金は1,904万円余となった。

ウ 審査意見

平成23年度末の分譲率は、江津地域拠点工業団地において27.9%（造成済面積に対しては63.5%）と低い状況が続いている。

こうした中、平成23年度は、江津地域拠点工業団地では企業局初となる事業用借地契約による企業進出の実績があり、さらに平成24年度からは、島根県オーダーメイド貸工場家賃等補助制度が創設され、江津地域拠点工業団地にも適用されることとなった。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 企業誘致の促進について

特に分譲が進まない江津地域拠点工業団地において、事業用借地や県のオーダーメイド貸工場家賃等補助の制度も活用しながら、引き続き、関係部局・団体等と連携を緊密にとり企業誘致の促進に努められたい。

6 企業局全事業

ア 審査意見

1) 経営計画の着実な実施について

平成23年度を初年度とする現経営計画（目標年度平成27年度）では企業局の役割を「常に企業の経済性を発揮しながら、事業を通じて地域住民の福祉の向上、地域社会の発展に寄与すること」と定め、4つの基本方針（顧客本位の経営、健全経営の確保、環境や地域への貢献、信頼される公営企業経営）のもとに、目標を達成するための行動計画・具体的な取り組みを定めている。

昨年度、計画の進行管理の徹底を求めた件について、従来の外部評価委員会による検証・評価に加え、局内に「経営計画推進会議」を設置して四半期毎に達成状況の把握をする取り組みを行っていることについて評価したい。

平成23年度の実績については、設定した単年度目標が達成されていない項目もあり、引き続き着実な実施に努められたい。

2) 地方公営企業会計基準の見直しへの対応について

地方公営企業会計基準の見直しについては、関係政省令が改正（平成24年1月27日公布、2月1日施行）され、平成26年度予算及び決算から新会計基準の適用が予定されている。

この見直しは、民間企業会計制度との整合を図る大幅なものであり、借入資本金の負債への計上、みなし償却制度の廃止、減損会計の導入など、財務諸表への大きな影響が及ぶものである。

平成23年度の意見において、制度改正を踏まえ具体的な検討を進められるよう促したところであるが、企業局では、決算の利益処分などについて新基準に即した処理を行うこととしており、病院局と合同の検討会を実施しながら制度改正に対応することとしている。

また、平成24年6月には、総務省において財務規程等の見直し、移行処理に向けた作業、会計システムの改修など会計基準の見直しに係る具体的な対応事項やスケジュール（案）が示されたところである。

については、引き続き、新会計基準の適用に向け適切な対応を行われたい。